

2026 年 9 月 10 日施行

疑義照会 事前合意マニュアル

医療法人徳洲会 野田総合病院

<処方変更に関わる原則>

- ・疑義照会の事前合意を希望する場合、「疑義照会事前合意書」を提出すること。
- ・合意書に基づく変更であっても、服用方法・安定性・価格などについて、患者に十分な説明を行い、同意を得た上で変更すること。
- ・処方変更は、医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更であること。その際、安定性や溶解性、体内動態などを考慮し、薬学的に問題がないことを確認するとともに、アドヒアランスや利便性が向上する場合に限ること。
- ・あくまで薬学的な見地に基づき判断し、医師の処方意図が損なわれないよう留意すること。

<疑義照会事前合意例>

野田総合病院と保険薬局の合意に基づき疑義照会することなく処方変更を可能とする事例として以下の 7 項目の内容（①～⑦）については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意が得られたものとして疑義照会を不要とする。

① 内服薬の剤形変更

- ・錠剤⇔口腔内崩壊錠、カプセル、散剤、液剤（シロップ）

例：アムロジピン錠 5mg ⇔ アムロジピン OD 錠 5mg

サワシリン錠 250 ⇔ サワシリンカプセル 250

錠剤の粉碎、簡易懸濁法の指示については、薬剤の安定性等の確認をした上で変更する。
体内動態に影響がないと判断できる場合のみ変更する。

② 用法変更

- ・用法が添付文書の記載内容と異なる場合、処方医の処方意図を薬剤師が理解でき、薬学管理ならびに薬物療法上も合理性があると薬剤師が判断できるものについては疑義照会を簡素化することができる。

a. 処方変更を行う処方例

- ・ α GI、グリニド製剤の食前投与 → 添付文書通り食直前投与に変更
- ・ ビラスチン錠の食後投与 → 添付文書が空腹時のため寝る前または食前投与に変更
- ・ ビスホスホネート製剤の朝食後 → 添付文書通り起床時に変更

b. 処方変更を行わず継続としても良い処方例（添付文書通りの用法への変更も可）

- ・ オロパタジン塩酸塩 OD 錠、ボラプレジンク OD 錠： 朝夕食後（添付文書は朝食後及び就寝前）
- ・ EPA 製剤、EPA・DHA 製剤： 食後（添付文書は食直後）
- ・ モンテルカスト錠、レボセチリジン塩酸塩錠（シロップ）： 朝食後または夕食後（添付文書は就寝前）
- ・ プリンペラン錠、ドンペリドン錠： 食後（添付文書は食前）
- ・ 漢方製剤： 食後（添付文書は食前又は食間）
- ・ デュロキセチン OD 錠： 寝る前（添付文書は朝食後）

※ただし、薬学的に許容できない場合や服薬アドヒアランスの低下に繋がる場合には疑義照会を行う。

③ 成分、適応、用法が同一の銘柄変更（先発医薬品同士の変更）

例：ジャヌビア錠 50mg ⇒ グラクティブ錠 50mg

④ 同一成分の規格の変更

例：チラーヂン S 錠 50 μ g 0.5 錠 ⇒ チラーヂン S 錠 25 μ g 1 錠
：アムロジピン錠 5mg 2 錠 ⇒ アムロジピン錠 10mg 1 錠

※ただし、変更することで保険適応が異なる場合や薬物動態が変わる場合は処方通りとする。

⑤ 一包化

一包化指示がない処方でも、以下の理由がある場合には一包化調剤をする。

- ・ 服薬アドヒアランスが悪く、一包化することによりアドヒアランスが向上すると判断した場合。
- ・ 手先が不自由である等の理由により、一包化調剤が望ましい場合。
- ・ 患者が希望する場合、また患者が一包化指示を不要とした場合は指示を削除する。

⑥ 処方日数や数量調整（麻薬と抗がん剤を除く）

以下の内容に該当する場合には処方日数調整を行う。ただし短縮に限る。

- ・継続処方されている薬に残薬がある際の日数調整。外用剤の数量変更を含む。
- ・隔日投与、週1回投与等の薬剤で、薬歴や患者面談上、処方間違いが明確な場合。
- ・単位数から計算される次回受診日までに必要なインスリンの本数や針の本数。

処方日数を変更する際、次回の処方忘れの可能性や保険請求の不整合が起こる可能性があるため、1日以上処方日数とする。（処方削除は不可）

ただし、患者が不要とする明らかな臨時処方薬は処方削除を可とする。明らかに臨時処方であること、処方目的等を精査し、不明な場合には疑義照会を行う。

⑦ 外用剤の用法

使用部位、使用回数の記載漏れがある場合は、適応症などを考慮し、以下の場合に限り用法を追記する。

- ・薬歴上あるいは患者面談上、用法が明確な場合。

<疑義照会事前合意書（以下合意書）について>

当院のホームページよりダウンロードしてください。

合意書の流れ

- ① 合意書 2 部に必要事項（合意書上部の保険薬局名称、合意書下部の記載日・施設住所・名称・代表者）を記載・押印
- ② 記入した合意書を 2 部とも当院へ郵送
- ③ 当院で合意書を受け取り後、必要事項（運用開始日、記載日）を記載・押印
- ④ 合意書 1 部を保険薬局へ返送（保険薬局で保管）、1 部は当院で保管

<各種問い合わせ窓口>

調剤に関する疑義・質疑・トレーシングレポート・処方修正報告などは
薬剤部宛（04-7126-1202）に FAX してください。

この事前合意マニュアルに基づき処方変更し調剤した場合は、「事前合意に基づく報告のみ」と記載することで、即時返答の必要な通常の疑義照会と区別を明確にしたうえで、当日中に FAX してください。

各種様式は当院ホームページよりダウンロードしてください。

<https://nodasougou-hp.jp>

2026/9/10 初版